

# 派遣スタッフ賃金規程

## 【新】

(基本給) (派)

### 第3条

- 3 派遣スタッフの基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした、労使協定方式別表2の通りとする。
- 5 派遣先均等・均衡方式を採用している場合は、本条を適用しない。

(退職手当) (派)

### 第12条 削除

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額 (退職手当の関係) 削除

別表4 対象派遣スタッフの退職手当の額 削除

## 【旧】

(基本給) (派)

### 第3条

- 3 派遣スタッフの基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2の通りとする。
- 5 規定なし

(退職手当) (派)

第12条 対象スタッフの退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低年数

通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の「退職一時金受給のための勤続最低年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年)の支給月数

「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

2 対象スタッフの退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。但し、退職手当制度を開始した令和2年4月1日以前の勤続年数については勤続年数に算入しない。

(1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(2) 別表3で示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

3 本条に定める退職手当制度は令和2年4月1日から実施する。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.8	1.3	2.8	4.7	7.0	9.6	12.0	14.5	15.2
	会社都合 退職	1.1	1.8	3.8	6.2	8.5	11.5	14.0	16.6	17.2

(資料出所) 「平成30年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の高校卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

別表4 対象派遣スタッフの退職手当の額

勤続年数		3年 以上	5年 以上	10年 以上	15年 以上	25年 以上	35年 以上
		5年 未満	10年 未満	15年 未満	25年 未満	35年 未満	
支給率 (月数)	自己都合 退職	1.0	3.0	5.0	10.0	15.0	15.5
	会社都合 退職	1.5	4.0	7.0	12.0	17.0	17.5

(備考)

- 1 退職手当については、退職時の基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない

付 則

上記改正部分は、2021年4月1日より実施する。